

H29 多治見市まちづくり活動補助金応募要項 (ソフト事業)

～あなたの「まちづくり」を多治見で実現しませんか～

1. 目的

まちづくりを行う団体やグループの創意と工夫にあふれた自主的、主体的な事業に対して補助金を交付することにより、市民等のまちづくり活動が活発になることを目的にします。

2. 対象

次の要件をすべて満たす団体・グループです。

- 多治見市内に主な活動場所を有し、構成メンバーの数が3人以上であること。
- 応募する事業を責任持って運営、実施し、終了後所定の実施報告ができること。
- 政治、宗教、営利を目的としていないこと。

3. 補助内容

(1) 補助金の額

補助対象となる経費からその事業による収益(※)及び国、県等の制度による助成金を除いた額の1/2以内(補助対象となる経費が10万円以上、補助限度額は50万円)です。

※・・・例えば、入場券の売上収入など、その事業によって得た収入のことです。

【注意点】

- ◆補助対象経費が申請時よりも減額となった場合は、補助額を減額する場合があります。
- ◆逆に申請時よりも増額となった場合は、当初の決定額を超えた分は補助対象とはなりません。
- ◆協賛金の額が補助対象経費から収益等を除いた額の2分の1を超えた場合、超えた分は補助額から減額します。
- ◆補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

(2) 補助対象経費

- 事業を行うのに必要な実費(材料費、印刷費、資料代、通信運搬費、会場使用料など)
- 事業に必要な道具、資材の購入及び修繕の経費
- 事業に必要な講師や専門家に対する謝礼 など

以下のような経費は対象となりません。

- 家賃、人件費及び食糧費などの団体運営に要する経費等、団体・グループを維持するための経費(※)

※・・・設立1年未満の団体・グループについては、人件費及び食糧費を除く団体運営に要する経費も補助対象になります。

(3) 補助対象事業

平成 29 年 4 月から翌年 3 月までの 1 年間に市内で実施する事業で、次の内容をそなえた創意と工夫にあふれた自主的、主体的なまちづくり事業に対して補助します。

- 地域活性化に関する事業
- 地域社会の健全化に役立つ事業
- 人と人との交流を促進する事業

〈参考〉平成 28 年度補助対象事業

事業名	事業概要
たじママふたごちゃん みつごちゃん子育て教室事業	未就学児の多胎親子を対象とした子育て教室を 4 講座、年 2 回開催。「他と自をつむぎながら」成長し、「他自がつながり虐待のない町・たじみ」の基盤づくりをします。
『防災・防火の意識を高めよう！ プレーパークに於ける 火育の取り組み』	滝呂小学校の裏山にあるプレーパークの一部で、「火の安全な熾し方」「安全な取り扱い方」を「火育」を通じて知恵を身につけ、『生きる力を育む』楽風の目的を達成します。
多治見シャルソン	人と人がつながるランニングイベントを開催 オリジナルTシャツを参加者が着用し、市内の「給○スポット」を巡ります。午後は、シャルソン創業者佐竹恭氏の講演会を開催。
多治見よさこい	全国から意欲のあるよさこいチーム（100人）を集め、本場のよさこい鳴子踊りを開催します。メイン会場とパレード会場で開催 オリジナルメダルを制作します。
うながっぱ浴衣で 地域活性促進事業	うながっぱをデザインしたプレミアム浴衣をデザイン起こしから生地 の染付までこだわって作成し、夏まつりで披露。一般用のオリジナル浴衣も作成し、レンタルを開始します。
たきろの森を守ろう（循環型再生 エネルギーの有効活用）	メンバーがボランティアで木こりとなって雑木の伐採を行い、薪にして屋根つきの場所で保管管理をし、多治見市産の薪を供給できるよう準備を始めます。
特定非営利活動法人 HIROYA基金講演会 太陽の国の子どもたち	ガーナで算盤を指導する活動をしているNGO団体の国分敏子氏を迎え、小学生向けの講演会や展示を行い、国際理解を深め、国際協力の関心を深めます。

補助実績：マップづくり、ファッションショー、花馬車、環境教室、野外体験、キャンドルナイト、ヒーロー誕生、おとめの集い、たじみダイニング等

(4) 補助対象にならない事業

次の事業は補助対象となりません。

- ① 多治見市または多治見市が助成する団体の支援制度がある事業
- ② 多治見市または多治見市が助成する団体が実施している他の補助制度や交付金の対象となる事業
- ③ 政治、宗教、営利を目的とする事業
- ④ 団体・グループの定例的な活動事業
- ⑤ 団体・グループ及びそのメンバーのみのために行なう事業

4. 申請手続

(1) 申請書の配布

多治見市役所くらし人権課、市民活動交流支援センターで募集要項・補助金交付申請書を配布します。電子データご利用の方は、多治見市役所ホームページのくらし人権課ページからダウンロードするか、お問い合わせください。

(2) 申請書の提出

「多治見市まちづくり活動事業補助金交付申請書」に必要事項をご記入のうえ、下記の申請期間内にくらし人権課へ提出してください。

平成 29 年 2 月 27 日（月）午後 5 時 15 分まで

（市役所閉庁日及び閉庁時間中は除きます。）

☆提出いただいた申請書及び関係資料は、内容を一部抜粋して公開審査会での配布資料としますのでご承知おきください。

☆過去3年間にこの補助金の交付を受けたことのある団体・グループは、今回申請する事業と過去に実施した事業との相違点をまとめ、必ず申請書に添付してください。

5. 審 査

(1) 公開審査会

● 開催日・場所

期 日 平成 29 年 3 月 20 日（月曜日・祝日）

場 所 ヤマカまなびパーク（豊岡町 1-55）5 階会議室

※時間は、申請締め切り後にお知らせします。

※どなたでも参加できます。

- 申請団体の代表者（複数人可）は、事業内容についてプレゼンテーション（5分程度）を行い、審査員から質疑を受けます。
- 審査結果により、各団体・グループに交付する補助金額の合計が予算額を超えた場合は、得点上位の団体から補助交付額を決定し、予算に収まるまで交付額を決定します。
- 審査結果によって、補助交付決定しないことがあります。

(2) 審査基準

地域活性化への寄与度、地域社会の健全化への寄与度、人と人との交流促進への寄与度、新視の事業、収支の適正度、熱意などを審査します。

◆事業内容に関して

目標、目的がしっかりしているか、実施することによる効果等が明白か、視点の独自性やこれまででない創意工夫があるか、収支計画が適正であるか等

◆活動について心がけていることに関して

まちづくり活動に対する熱意や正しい認識があるか。

◆書類に関して

わかりやすく丁寧に作られているか、必要な書類は整っているか、収支の根拠は明確か等。

◆発表に関して

時間内にわかりやすい発表ができたか、質問に対し適切な回答ができたか、書類と発表が大きく異なっていないか等。

6. 審査結果

審査結果は多治見市役所暮らし人権課ホームページで公表します。また、審査を受けた団体・グループの代表者には個別に通知します。

7. 事業報告

(1) 報告書の提出

事業終了後速やかに、「多治見市まちづくり活動事業報告書」に必要事項を記入し、活動状況写真及び支出に関わる領収書（コピー可。コピーの場合は、原本との照合をさせていただく場合があります。）を添付のうえ、提出していただきます。

※領収書には宛名、但し書きが必要です。

(2) 公開報告会での報告

事業を実施した団体の代表者（複数人可）は、報告会に出席し、活動報告を行っていただきます。

※報告書の内容を一部抜粋し、報告会での配布資料とします。

※活動に疑義が生じた場合は、事情をお聞きする場合があります。

(3) 補助金の支払い

補助金は事業完了後、所定の書類を審査し事業費が確定した段階で、指定された口座に振込みます。

【注意点】補助金の前払いはできません。

8. 書類提出・問い合わせ先

〒507-8703

多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所本庁舎1階

環境文化部 暮らし人権課 暮らしグループ

Eメール：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

TEL：直通：0572-22-1134/0572-22-1111（内線1155）／FAX 0572-25-7233

<http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/shiminkatsudo/shien/machizukuri.html>



9. その他

平成28年度公開報告会・交流会（事前申し込み不要、どなたでも参加できます）

期日 平成29年2月26日（日）

時間 午後1時30分から午後4時まで

場所 多治見市笠原中央公民館（笠原町2081-1） 3階会議室

